

意見書案第1号

市民の生命・財産等を守るための治水事業の促進を求める意見書

近年、梅雨前線に伴う豪雨や台風等により、全国的に甚大な災害が頻発しています。

当市においては、去る8月5日未明からの市内北部地域を襲った記録的豪雨により、高時川での氾濫が数か所にわたって発生し、家屋の床上・床下浸水が数十か所で発生しました。また、市内の多数の河川が水位上昇し、河川護岸の崩壊や道路の冠水等が各地で起こり、市では余呉地域全域をはじめ木之本地域や高月地域、びわ地域など市内の広範囲にわたり避難指示を発令しました。

当市議会の9月定例会議の本会議では、今回の豪雨災害に係る被害拡大に対する対応や橋梁基礎部に残された樹木等の早期処理、更には湖北圏域河川整備計画及び丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画に関し、計画の進捗が不十分な現状を踏まえ早期完了を訴えるため、多くの議員が会派代表・個人一般質問を行い、今後の対応等について執行部に答弁を求め、河川整備の在り方について議論が活発に交わされました。議論の中では、市民の生命・財産等を守るには、治水事業の推進が必要不可欠との意見が多く出されました。

については、市民の生命・財産等を守るため、下記3項目の早期着手及び完了されたく、強く要請します。

記

- 1 湖北圏域河川整備計画の施工箇所については、異常気象下での河川氾濫等を想定し下流優先の原則にこだわらず、住民の生命等を守ることを第一に考慮し必要な箇所とあわせて行われたい。
- 2 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画における施工箇所についても、昨今の集中豪雨の頻発発生を踏まえ、被害の軽減を最優先に考え、住民の生命・財産等を守るようしっかり取り組まれたい。特に高時川上流（菅並より上流部分を含む）沿いの樹木の伐採による河道確保・護岸の補修を早急に取り組まれたい。
- 3 集中豪雨発生後における橋梁基礎部に残された樹木等については、必ず災害発生後速やかに除去し、二次災害の防止を図られたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月27日

国土交通省近畿地方整備局長
滋賀県知事
独立行政法人 水資源機構理事長 宛

長浜市議会議長